

## 同一種目の福祉用具購入（介護保険）の支給を申請する場合

介護保険の支給を受けて購入した福祉用具については、同一種目の再購入をする場合、原則として給付の対象になりません。ただし、以下の場合には町の判断により介護保険給付の対象とする場合もあります。

1. 「破損が生じたことで、利用者の安全面が確保できない場合」（ただし、部品交換や修理で対応可能な場合には、部品交換等が優先されます）
2. 「被保険者の身体状況や介護状況が変化したことに伴い、既存用具の利用が困難になった場合」

※ 経年劣化という理由での給付では認められません

つきましては、別紙「事前確認書」の提出を申請前にお願いします。

### A. 部品交換により使用継続が可能な場合

- ・ 利用者の身体状況や介護状況による福祉用具が必要な理由のほか、  
「福祉用具が必要な理由」の箇所に部品交換が必要な理由を記入してください
- ・ 部品交換のカタログ・見積書
- ・ 部品交換前後の写真

### B. 部品交換が不可能な場合で、再購入が必要な場合

- ・ 利用者の身体状況や介護状況による福祉用具が必要な理由のほか、  
担当ケアマネジャーにより「福祉用具が必要な理由」の箇所に部品交換が不可能であることをメーカーに問い合わせた内容などを記載
- ・ 用具の破損・汚損状況がわかる写真（撮影日入り）

### C. 利用者の介護の必要な程度が著しく高くなった場合、何らかの事情で自立支援に適さなくなった場合など

- ・ 「福祉用具が必要な理由」の箇所で購入済みの用具が適さなくなった理由を具体的に記入してください。